



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令(三)

○新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令(四)

○新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令(五)

〔省 令〕

○新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令(厚生労働一)

○新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令(同一)

〔告 示〕

○新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設の一部を改正する件(厚生労働四)

本号で公布された法令のあらまし

◇新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令(政令第三号)(内閣官房)
1 新型コロナウイルスエンザ等緊急事態において都道府県知事による使用の制限等の要請の対象となる施設として飲食店等を追加することとした。
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令(政令第四号)(厚生労働省)
1 新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定を準用する期間を一年間延長することとした。(本則関係)
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令(政令第五号)(厚生労働省)
1 新型コロナウイルス感染症について、検疫法の規定を準用する期間を一年間延長することとした。(本則関係)
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

政令

新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年一月七日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三号

新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令
内閣は、新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書中「第十三号」を「第十四号」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（第十一号に該当するものを除く。）

第十一条第二項中「前項第十四号」を「前項第十五号」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 義偉

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年一月七日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第四号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令
内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第七十二条第二項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「第七条第一項」を「第七条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第七条第二項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、前項に規定する期間が経過した日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

附則第二項中「第二条」を「第二条第二項」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年一月七日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第五号

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令
内閣は、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十五号）附則第二条の規定により読み替えられた検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第三十四条第二項及び同法第三十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「第三十四条第一項」を「第三十四条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第三十四条第二項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、前項に規定する期間が経過した日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

附則第二項中「第二条」を「第二条第二項」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉

省令

○厚生労働省令第一号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和三年政令第四号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三号の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三号の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三号の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和二年厚生労働省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1 （この省令の失効）	1 （この省令の失効）
2 この省令は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。	2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二号

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令（令和三年政令第五号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三号の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

令和三年一月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三号の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三号の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和二年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1 （この省令の失効）	1 （この省令の失効）
2 この省令は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。	2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。
3 （略）	3 （略）

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告

示

○厚生労働省告示第四号

新型コロナウイルス感染症対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第三号）の施行に伴い、及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）第十一号等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設（令和二年厚生労働省告示第七十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和三年一月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
新型コロナウイルス感染症対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項の規定により新型コロナウイルス感染症（同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）を同法第二条第一号に規定する新型コロナウイルス等とみなして新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）第十一条第一項第十五号の規定を適用する場合には、同号に掲げる施設は、同項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十四号に掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないものとする。	新型コロナウイルス感染症対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項の規定により新型コロナウイルス感染症（同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）を同法第二条第一号に規定する新型コロナウイルス等とみなして新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）第十一条第一項第十四号の規定を適用する場合には、同号に掲げる施設は、同項第四号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないものとする。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	一月一、六四一円(本体一、五〇〇円)
送料	一月一、四三円(本体一、三〇〇円)
別	